

～新成長戦略～

道路空間のオープン化について

平成22年6月
国土交通省

道路空間利用の現状

- 道路空間は、適正な道路管理や良好な市街地環境の確保などの観点で、原則利用を制限
- 公共的な要素等から認められた範囲で利用が行われている

【これまでの道路空間利用の例】

【高速道路の上空利用】

高速道路を新設する場合等に限定して、道路上下空間の活用が認められている



東京外かん:和光市

【道路の高架下利用】

広場や駐車場として利用されている



首都高速湾岸線、市川市

「道路空間のオープン化」による成長戦略

道路空間のオープン化

上部空間の民間開放

高架下の民間開放

〔 立体道路制度の活用
道路占用制度等の活用 〕

民間からの収益還元を活用した
新たな官民連携による
インフラの整備・管理を展開
更新時期を迎えるインフラへの対応

都市の道路空間を活用した、
新たなビジネスチャンスを創出
財政出動を伴わない成長戦略を展開

海外における道路空間の利用例



クイーンズ・キー・ハウス【ロンドン】



売店(新聞スタンド)【ニューヨーク】



フランス大蔵省【パリ】



広告塔【パリ】

(参考) 立体道路制度の概要

○立体道路制度は、対象が自動車専用道路等、かつ新たに整備される道路に限定

○これまでの事例件数は、約30件程度

道路と建物を一体的に整備するにあたっては、道路管理、都市計画及び市街地環境の要請に応える必要があるため、現行制度は以下の3法が密接に関連したものとなっている。

- ① 道路法 ▶▶ 道路の上下空間を建物の利用に供するため、道路の区域を立体的に定めることができる。
- ② 都市計画法 ▶▶ 道路の整備と併せた良好な市街地形成を図るため、地区計画に関する都市計画に道路と建物との一体的な整備に関する事項を定めることができる。
- ③ 建築基準法 ▶▶ 道路の上下空間に建築物を建築することを可能とするため、都市計画に上記の事項が定められた場合における道路内建築制限の合理化等を図ることができる。

(参考) 道路占用制度の概要

○道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する(道路を占用する)ことを希望する者は、道路管理者の許可を受けなければならない(道路法第32条)。

○道路を占有することができる物件等は、道路法及び道路法施行令に規定(限定列挙)。例えば、電柱、電線、水道管、ガス管等のいわゆる公益物件のほか、看板、広告塔、露店等の物件も認められている。

○道路管理者は、

- ① 占有に係る物件が道路法に限定列挙されている物件に該当するものであること。
- ② 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであること。
- ③ 占有の期間、占有の場所、占有物件の構造等について政令で定める基準に適合するものであること。

等を満たす場合には、許可を与えることができる(道路法第33条)。